



新・農業人 ハンドブック2017

農林水産省

農業を仕事にしませんか

自然とともに生きる

四季の移り変わりを感じ、田舎ならではのライフスタイルを楽しむ

創意工夫が活かせる

担い手が減少している今こそ、新たなビジネスや最新技術にチャレンジする

地域のために働く

多様な景観や文化等を有する農村を支える



- 情報収集
- 技術・経営力の習得
- 所得の確保
- 機械・施設等の導入

6 研修中の所得を確保したい
農業次世代人材投資資金(準備型)
年間150万円×最長2年間

1 就農に関する情報を知りたい

2 農業を体験してみたい

3 農業法人の就職情報を知りたい

4 後継者がいない農業者の経営を引き継ぎたい

5 農業の学校等で実践的に学びたい

情報収集

就農準備

国も、様々な支援策を

世界に日本の食を売り込める

拡大が見込まれる世界の食市場に高品質な日本の農産物を売り込む

食の安全・安心に貢献

安全でおいしい農産物にこだわり、消費者に喜んでもらう



7 独立して農業をはじめたい
認定新規就農者

8 経営を初めて間もない時期の所得を確保したい
農業次世代人材投資資金(経営開始型)
年間最大150万円×最長5年間

13 万一の収入減少に備えたい
収入保険制度
基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割を補填等

機械・施設等の導入の資金を借りたい

9-1 青年等就農資金(無利子融資)
(認定新規就農者向け)

9-2 スーパーL資金(長期低利融資)
(認定農業者向け)

10 機械・施設等の導入の補助事業を活用したい 経営体育成支援事業

11 農地や建物・機械等の取得に備えて自己資金を確保したい 農業経営基盤強化準備金制度

12 就農後に経営力や国際感覚を磨きたい 農業経営塾、農の雇用事業

就農開始

経営確立

用意してサポートします！

1 就農相談をしたり、自治体の支援制度や農地・家屋等に関する情報を収集したい

「**全国新規就農相談センター**」(運営:一般社団法人全国農業会議所)では、

- ・ 都道府県に設置されている相談窓口や就農相談会の情報
- ・ 就農のステップに関する情報や就農体験談
- ・ 全国の農地・家屋情報
- ・ 都道府県・市町村の就農支援情報

などを提供しています。



また、移住に関する地方自治体の取組などを発信する「**移住・交流情報ガーデン**」及び「**全国移住ナビ**」においても、就農に関する情報の提供・相談を行っています。

2 農業を体験してみたい

「**全国新規就農相談センター**」では、短期間の農業就業体験(インターンシップ)を実施しています。インターンシップは、

- ・ 学生向けのコース
- ・ 社会人向けの短期コース
- ・ 農業法人等への採用決定後の事前コース

の3つがあります。



【お問い合わせ先】

全国新規就農相談センター(一般社団法人全国農業会議所) TEL:03-6910-1133
又は各都道府県の新規就農相談センター(16頁参照)
<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>

スマホ等はこちら



移住・交流情報ガーデン <https://www.iju-navi.soumu.go.jp/ijunavi/garden/>
全国移住ナビ <https://www.iju-navi.soumu.go.jp/ijunavi/>

※農地情報については、「全国農地ナビ」をご覧ください。<http://www.alis-ac.jp/>

3 農業法人に就職するための情報を収集したい

全国新規就農相談センター

全国新規就農相談センターでは、ホームページで求人情報を提供したり、各都道府県の新規就農相談窓口で就業先の紹介等を行っています。



【お問い合わせ先】

全国新規就農相談センター(一般社団法人全国農業会議所) TEL:03-6910-1133
 または各都道府県の新規就農相談センター(16頁参照)
<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>

スマホ等はこちら



就農相談会(新・農業人フェア)

農業に関心のある方・就農を希望している方や農業法人に就職したい方と、農業法人・自治体などが一堂に会する**就農相談会**を開催しています。

平成29年度「新・農業人フェア」開催予定日

7/23(日)	東京	東京国際フォーラム
9/2(土)	大阪	梅田スカイビル
9/9(土)	福岡	福岡博多スターレーン
9/16(土)	名古屋	名古屋市中小企業振興会館
10/8(日)	広島	広島県立産業会館
10/21(土)	東京	新宿エルタワー
11/11(土)	札幌	札幌コンベンションセンター
12/2(土)	仙台	仙台アズテックミュージアム
1/13(土)	東京	新宿エルタワー
1/27(土)	大阪	大阪マーチャндаイズ・マート
2/10(土)	東京	池袋サンシャインシティ
2/24(土)	大阪	梅田スカイビル

【お問い合わせ先】

《東京・大阪》

<http://shin-nougyoujin.hatalike.jp/index.html>

株式会社リクルートジョブズ Tel:03-6705-1016

《札幌・仙台・名古屋・広島・福岡》

<http://chiikilabo.mynavi.jp/2017/shin-nougyoujin/>

株式会社マイナビ Tel:03-6628-5060

ハローワーク

大都市や農林漁業の盛んな都道府県地域のハローワークに、農林漁業就職支援コーナーを設置し、就業・就農等を希望する方に対して**求人情報等の提供**や**職業相談等**を実施しています。

【お問い合わせ先】

お近くのハローワーク

※ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.go.jp/>

スマホ等はこちら



4 後継者がいない農業者の農業経営を引き継ぎたい

後継者がいない農業者が有する経営資産や技術を、就農希望者へ円滑に引き継げるよう、**農業者に対し就農希望者を紹介**します。

また、**経営の引継に向けた短期間の農業体験の実施**を支援するほか、**経営継承のための研修**に要する経費(年間最大120万円、最長2年間)を支援します。

【お問い合わせ先】

全国新規就農相談センター(一般社団法人全国農業会議所)

TEL:03-6910-1133

または各都道府県の新規就農相談センター(16頁参照)

<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>

スマホ等はこちら



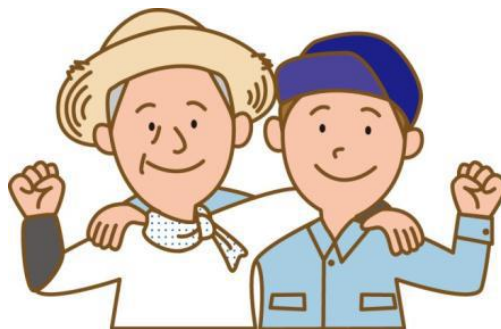
新たに雇用される就農者の研修を支援 ～農の雇用事業～

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実践的な研修等を実施する場合、研修に要する経費を支援しています。(年間最大120万円、最長2年間または4年間)

一般社団法人全国農業会議所(「農の雇用事業」事務所)

TEL:03-6744-2162

<https://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/>



5 農業の学校等で実践的に学びたい

道府県立の農業大学校や民間の農業教育機関など、全国には**農業を実践的に学ぶための様々な学校等**があります。

それぞれの学校等では、地域の特色を活かした実践的な農業技術等に関する教育や、講義を中心とした高度な農業経営者教育が行われています。

【お問い合わせ先】

<各道府県の農業大学校等について知りたい場合>

全国農業大学校協議会 TEL：03-3272-3367 <http://www.noudaikyo.jp/>

<もっと経営を学びたい場合>

一般社団法人 アグリフューチャー・ジャパン TEL：03-5781-3750
(日本農業経営大学校) <http://www.afj.or.jp/>

※ この他にも農業に関する各種研修等を行っている民間の学校等があります。
詳しくは農林水産省就農・女性課(15頁参照)までお問い合わせ下さい。

農業経営力強化のための研修に参加しませんか？

【農業経営力養成講座】

対象：就農を目指す方等

内容：各界トップクラスの講師陣による講義・グループワーク等

開催時期：5日間コース 平成30年1月下旬

3日間コース 平成29年8月上旬及び12月中旬

一般社団法人 アグリフューチャー・ジャパン

TEL：03-5781-3750 <http://www.afj.or.jp/>

6 研修中の所得を確保したい

農業次世代人材投資資金(準備型)

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金を交付します。
(年間150万円、最長2年間)

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を満たす方が対象です。

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修機関で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する以下のいずれかの方
 - ・ 独立・自営就農(8頁参照)し、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者(6頁参照)になる方
 - ・ 農業法人に雇用されて就農する方
 - ・ 親元就農し、就農後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる方

平成29年度以降の新規交付対象者から、国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長

※ 常勤の雇用契約を締結している場合は対象になりません。

※ 以下の場合は返還となります

- ① 適切な研修を行っていない場合
- ② 研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
- ③ 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、就農を継続しない場合



【お問い合わせ先】
都道府県の農政担当窓口

※ 交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP(農業次世代人材投資資金)をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html

7 独立して農業を始めたい

認定新規就農者

認定新規就農者とは？

→ 新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた方のことです。

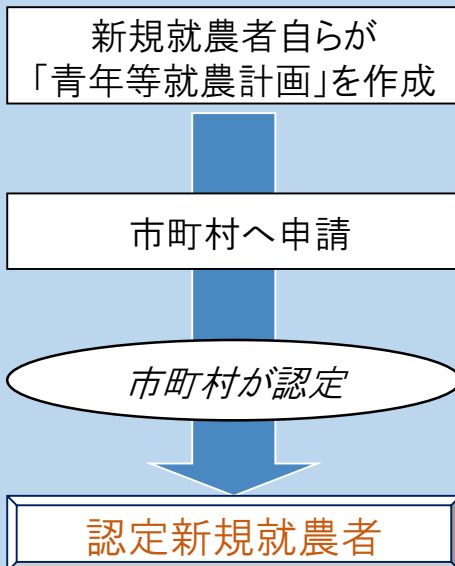
認定新規就農者になるとこんなメリットがあります。

- (1) 農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付(7頁参照)
- (2) 青年等就農資金(無利子融資)の貸付け(8頁参照)
- (3) 経営体育成支援事業の補助(9頁参照)
- (4) 農業経営基盤強化準備金制度の利用(10頁参照)
- (5) 経営所得安定対策(ゲタ対策・ナラシ対策)への加入

※ (5)経営所得安定対策については、政策統括官付経営安定対策室(03-3502-5601)までお問い合わせ下さい。

認定の流れ

申請様式



申請様式のHPアドレス

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html

青年等就農計画認定申請書

平成 年 月 日

市町村長 殿

申請者住所
氏名<名称・代表者> (印)
年 月 日生 (歳)
<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第66号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画					
就農地	農業経営開始日		年 月 日		
就農形態 (該当する形態に し印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に 新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 (<input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月)				
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)					
将来の農業 経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
	現状		目標(平成 年)		
	年間農業所得	千円	千円	千円	
年間労働時間	時間	時間	時間		
農業経営の 規模	作目・部門名	現状		目標(平成 年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量

都道府県知事に認定を受けた認定就農者が就農計画を添付して青年等就農計画を申請する場合は、青年等就農計画の「記載事項を大幅に省略できるよう認定手続きを簡素化できることとしています。

農業経営の規模に関する目標、生産方式に関する目標、経営管理に関する目標、農業従事の状態等に関する目標などを記載

8 経営を初めて間もない時期の所得を確保したい

農業次世代人材投資資金(経営開始型)

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。
(年間最大150万円、最長5年間)

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を満たす方が対象です。

- ① 市町村で農業経営基盤強化促進基本構想に規定する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者(6頁参照)の方
- ② 原則として45歳未満で独立・自営就農する方
- ③ 就農する市町村の「人・農地プラン」(10頁下欄参照)に位置付けられている方(見込みも可)、または農地中間管理機構から農地を借り受けている方
- ④ 就農後の総所得(本資金以外)が350万円未満※の方
※ 平成24～26年度(平成26年度補正予算を除く)に交付を開始した者については250万円未満

※ 独立・自営就農とは、以下の条件を全て満たすことを指します。

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。(農地が親族からの貸借が過半である場合は、最長5年間の交付期間中に所有権移転することが必要です。)
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ④ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

※ 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たし、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、交付対象となります。

※ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスク(新規作目の導入や経営の多角化等)を負うと市町村長に認められることが必要です。

※ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

※ 以下の場合は返還となります

- ① 適切な営農活動を行っていない場合
- ② 交付終了後、交付期間と同期間の営農を継続しない場合

【お問い合わせ先】

市町村の農政担当窓口

※ 交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP(農業次世代人材投資資金)をご覧ください。 http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html

9-1 機械・施設の導入等の資金を借りたい(認定新規就農者)

青年等就農資金(無利子融資)

青年等就農計画に即して農業経営を開始するために行う機械・施設の購入等に**必要な資金を無利子で貸し付けます。**

1. 対象者

認定新規就農者(6頁参照)

2. 借入条件等

- (1) 資金用途:施設、機械の取得等(農地等の取得は除く)
- (2) 貸付利率:無利子
- (3) 借入限度額:3,700万円(特認限度額1億円)
- (4) 償還期限:12年以内
- (5) 据置期間:5年以内
- (6) 担保等:実質無担保・無保証人

3. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫

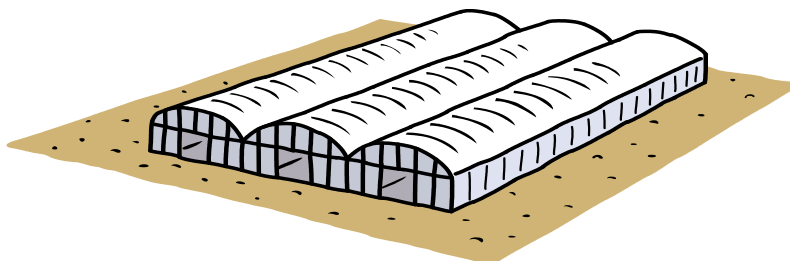
(沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫)

※1 農協等民間金融機関による転貸も可。

※2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によっては、ご希望に添えない場合があります。

【お問い合わせ先】

最寄りの都道府県、普及指導センター、市町村、
株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫



9-2 機械・施設の導入等の資金を借りたい(認定農業者)

スーパーL資金(長期低利融資)

認定農業者が、規模拡大など経営改善のために農地・機械・施設を購入する場合などに必要な資金を長期低利で貸し付けます。

1. 対象者

認定農業者(下記参照)

2. 借入条件等

- (1) 資金使途: 農地、施設、機械の取得等
- (2) 貸付利率: 0.16~0.30%(平成29年4月19日現在)
- (3) 借入限度額: 個人 3億円(複数部門経営等は6億円)
法人10億円(常時従事者数に応じ20億円)
- (4) 償還期限: 25年以内
- (5) 据置期間: 10年以内

3. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫

(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

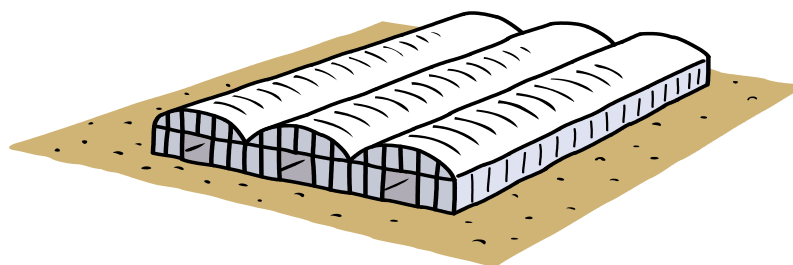
※1 農協等民間金融機関による転貸も可。

【お問い合わせ先】

最寄りの都道府県、普及指導センター、市町村、
株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

「認定農業者」とは？

→ 「認定新規就農者(6頁参照)」の次のステップとして、農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定を受けた方のことです。



10 機械・施設等の導入の補助事業を活用したい

経営体育成支援事業

人・農地プラン(本頁下欄参照)に位置付けられた中心経営体や農地中間管理機構から貸借権の設定を受けた者が融資を受け、農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付(補助率は事業費の3/10以内)します。

なお、認定新規就農者には、予算配分の決定の際に用いる配分基準ポイントが加点されます。



【お問い合わせ先】

市町村又は都道府県の農政担当窓口

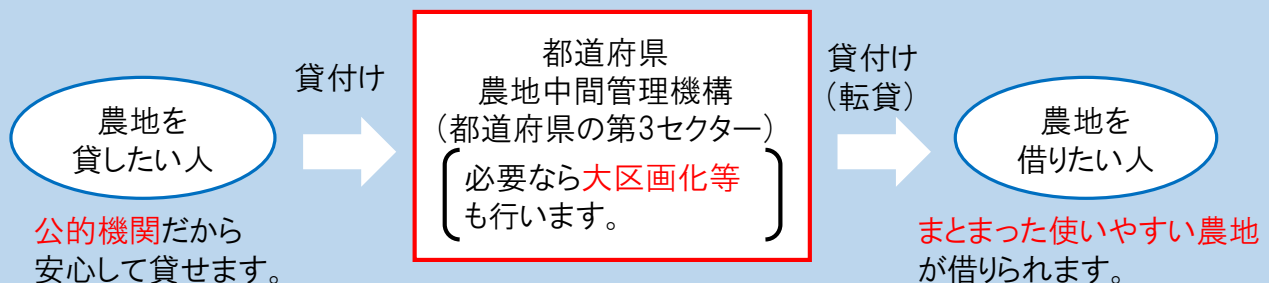
人と農地の問題解決に向けて

「人・農地プラン」について

人・農地プランは、集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体や、中心経営体への農地集積、地域農業のあり方などを決めていただくもので、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。プランに中心経営体として位置づけられた認定新規就農者は、農業次世代人材投資資金(経営開始型)等の支援を受けることができます。

「農地中間管理機構」について

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。“新規就農するので農地を借りたい！”という場合、機構から農地を借りることができます。



(関連ホームページ)http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html

11 将来の農地や建物・機械等の取得に備えて自己資金を確保したい

農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る取組みを税制面から支援します。(随時申請受付中)

認定新規就農者である個人が、青年等就農計画に従って、対象となる交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を必要経費に算入できます。

積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

1. 対象者

認定新規就農者(6頁参照)(※)

2. 対象となる資産

(1) 農用地

農地、農地以外の耕作用地、採草放牧地

(2) 農業用の建物・機械等

- ・農業用の建物(建物附属設備)
- ・農業用の構築物
- ・農業用設備(器具備品、機械装置、ソフトウェア)

(例) 大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きょ、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフト など

※ 認定新規就農者のほか、認定農業者、特定農業法人が対象です。

【注意】

トラックやフォークリフトなどの車両は対象となりません。中古品も対象となりません。

【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局等・県域拠点

12 就農後に、経営感覚や国際感覚を磨きたい

農業経営塾

営農しながら経営管理、マーケティング、労務・財務管理など農業経営のノウハウを体系的に学ぶことができる農業経営塾を開講します。

平成29年度に開校する都道府県は、随時HP等でお知らせします。

オンラインアグリビジネススクール

農業経営について、オンラインの動画配信等により学ぶことができます。

「ベーシック・オンラインカリキュラム」

経営・資金・人材・生産・販売・流通・リスク・資材調達・ITなど全ての産業に共通する経営に必要な基本的ファクターを体系的に習得できます。

「プロフェッショナル・オンラインカリキュラム」

先進的農業事例や他産業の取組をインタビュー形式で紹介する講義など、学びと経営現場をつなぎ、具体的かつ実践的な内容をスポット配信します。

【お問い合わせ先】

農業経営塾

最寄りの地方農政局等相談窓口(15頁参照)

オンラインアグリビジネススクール

<http://www.agri-school.com/> 株式会社サラダボウル TEL:055-273-2688

農の雇用事業(次世代経営者育成タイプ)

農業法人等が、職員等を法人の次世代経営者として育成していくために、国内外の先進的な農業法人や異業種の法人へ派遣して実施する実践的な研修(OJT研修)の経費(月最大10万円、最長2年間)を支援します。

※ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用しない場合は返還となります。

【お問い合わせ先】

一般社団法人全国農業会議所(「農の雇用事業」事務所)

TEL:03-6744-2162

<https://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/>

13 万一の収入減少に備えたい

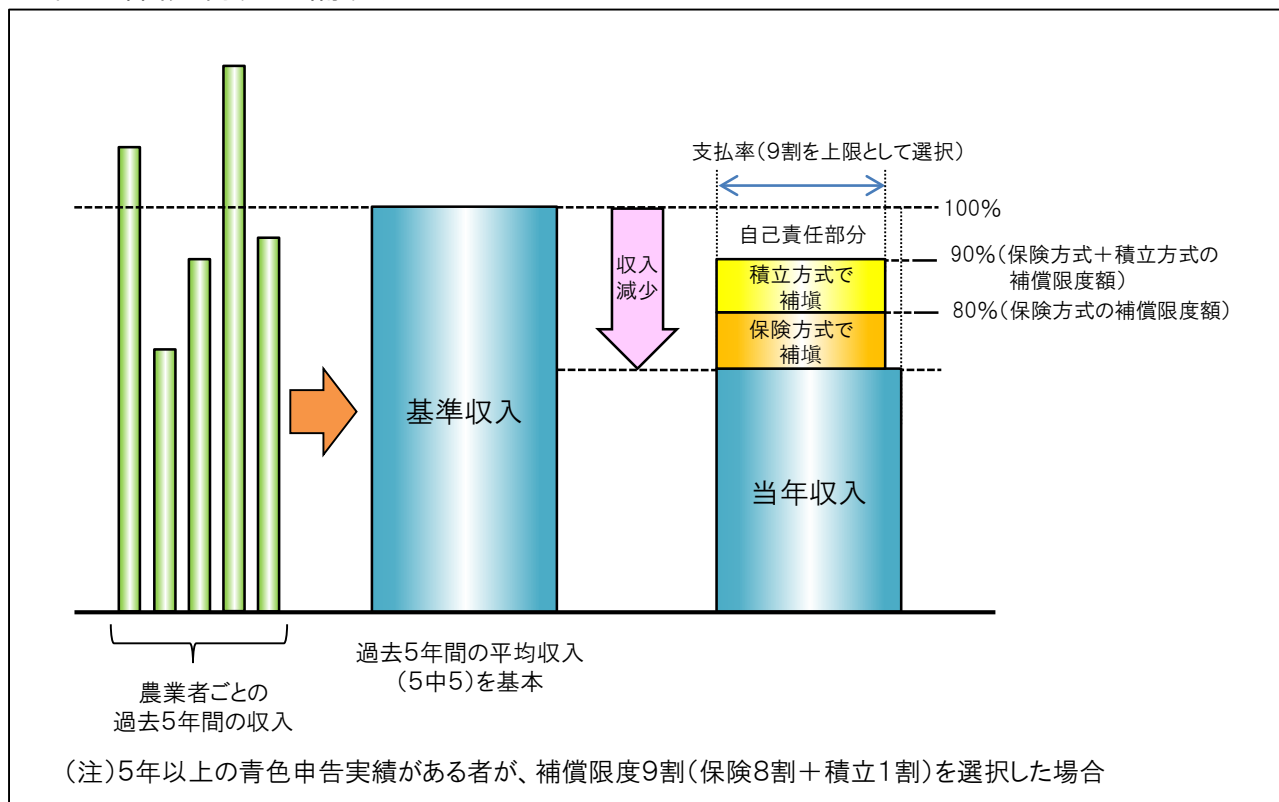
収入保険制度（下欄の囲み参照）

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填します。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
 - ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
 - 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
 - ※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
 - ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
 - ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
 - 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。
 - ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画も考慮して設定します。
 - ※ 補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
 - ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとしない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
 - 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
 - ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、危険段階別に設定します。
 - ※ 積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。
- ※ 収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

- ・ 平成29年6月に、収入保険制度の創設等を内容とする「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。
- ・ 収入保険制度の実施及び農業災害補償制度の新制度への切替えは、平成31年産からとなります。

<収入保険制度の補填方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円
(掛捨て)

積立金は、22.5万円
(掛捨てではない)

合計 29.7万円

補填金額

収入減少の程度 (当年収入)	補填金の合計	補填金の内訳		補填金を含めた当年収入 (対基準収入)
		保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補填金)	
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

【お問い合わせ先】

最寄りの農業共済組合又は地方農政局各区域拠点(北海道は北海道農政事務所の各地域拠点、沖縄は、沖縄総合事務局農政課)

農林水産省の相談窓口一覧


ご紹介した各種の支援策について、質問等がございましたら下記までお気軽にご連絡ください。

相談窓口	電話番号	FAX番号
北海道農政事務所担い手育成課	011-330-8809	011-520-3062
東北農政局経営支援課	022-221-6217	022-722-7378
関東農政局経営支援課	048-740-0394	048-740-0081
北陸農政局経営支援課	076-232-4238	076-234-3076
東海農政局経営支援課	052-223-4620	052-201-1703
近畿農政局経営支援課	075-414-9055	075-414-7345
中国四国農政局経営支援課	086-224-8842	086-224-7713
九州農政局経営支援課	096-300-6375	096-211-9825
内閣府沖縄総合事務局経営課	098-866-1628	098-860-1179

受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の9時から17時(12時から13時を除く)です。

農林水産省経営局就農・女性課	03-3501-1962	03-3593-2612
----------------	--------------	--------------

受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の10時から18時(12時から13時を除く)です。

 【経営局公式facebookページ】
農水省・農業者net

経営局では、2017年4月よりFacebookで農林水産省全体の農業者が活用できる事業情報を一元的に配信しています。是非、トップページの「いいね!」を押して、情報をチェックしてみてください。

<https://www.facebook.com/nogyokeiei>



農業女子PJ



農業女子プロジェクトの活動や成果品情報の他、女性農業者のコラム等を発信しています。農業女子プロジェクトに参加して、全国の女性農業者とつながりませんか？

HP <https://nougyoujoshi.maff.go.jp>

Facebook <https://www.facebook.com/nougyoujoshi.project>



HP



Facebook

農業を始めたい皆さんを
応援します！

農林水産省ホームページでも支援策についてご案内しています。
http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html



一農ネット

「一農(いちのう)ネット」は、農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながるネットワークです。以下のURLまたは右のQRコードからメルマガ配信登録をお願いします。

http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/1nou.html



各都道府県の新規就農相談センター

都道府県農業会議	電話番号
一般社団法人北海道農業会議	011(281)6761
一般社団法人青森県農業会議	017(774)8580
一般社団法人岩手県農業会議	019(622)5825
一般社団法人宮城県農業会議	022(275)9164
一般社団法人秋田県農業会議	018(823)2785
一般社団法人山形県農業会議	023(622)8716
一般社団法人福島県農業会議	024(524)1201
一般社団法人茨城県農業会議	029(301)1236
一般社団法人栃木県農業会議	028(648)7270
一般社団法人群馬県農業会議	027(280)6171
一般社団法人埼玉県農業会議	048(829)3481
一般社団法人千葉県農業会議	043(223)4480
一般社団法人東京都農業会議	03(3370)7145
一般社団法人神奈川県農業会議	045(201)0895
一般社団法人山梨県農業会議	055(228)6811
一般社団法人岐阜県農業会議	058(268)2527
一般社団法人静岡県農業会議	054(255)7934
一般社団法人愛知県農業会議	052(962)2841
一般社団法人三重県農業会議	059(213)2022
一般社団法人新潟県農業会議	025(223)2186
一般社団法人富山県農業会議	076(441)8961
一般社団法人石川県農業会議	076(240)0540
一般社団法人福井県農業会議	0776(21)8234
一般社団法人長野県農業会議	026(234)6871
一般社団法人滋賀県農業会議	077(523)2439
一般社団法人京都府農業会議	075(441)3660
一般社団法人大阪府農業会議	06(6941)2701
一般社団法人兵庫県農業会議	078(391)1221
一般社団法人奈良県農業会議	0742(22)1101
一般社団法人和歌山県農業会議	073(432)6114
一般社団法人鳥取県農業会議	0857(26)8371
一般社団法人島根県農業会議	0852(22)4471
一般社団法人岡山県農業会議	086(234)1093
一般社団法人広島県農業会議	082(545)4146
一般社団法人山口県農業会議	083(923)2102
一般社団法人徳島県農業会議	088(678)5611
一般社団法人香川県農業会議	087(812)0810
一般社団法人愛媛県農業会議	089(943)2800
一般社団法人高知県農業会議	088(824)8555
一般社団法人福岡県農業会議	092(711)5070
一般社団法人佐賀県農業会議	0952(20)1810
一般社団法人長崎県農業会議	095(822)9647
一般社団法人熊本県農業会議	096(384)3333
一般社団法人大分県農業会議	097(532)4385
一般社団法人宮崎県農業会議	0985(73)9211
一般社団法人鹿児島県農業会議	099(286)5815
一般社団法人沖縄県農業会議	098(889)6027

青年農業者等育成センター	電話番号
公益財団法人北海道農業公社	011(271)2255
公益社団法人あおもり農林業支援センター	017(773)3131
公益社団法人岩手県農業公社	019(623)9390
公益社団法人みやぎ農業振興公社	022(275)9192
公益社団法人秋田県農業公社	018(893)6212
公益財団法人やまがた農業支援センター	023(641)1117
公益財団法人福島県農業振興公社	024(521)9848
公益社団法人茨城県農林振興公社	029(239)7131
公益財団法人栃木県農業振興公社	028(648)9515
公益財団法人群馬県農業公社	027(251)1220
公益社団法人埼玉県農林公社	048(559)0551
公益社団法人千葉県園芸協会	043(223)3008
公益財団法人東京都農林水産振興財団	042(528)1357
神奈川県立かながわ農業アカデミー	046(238)5274
公益財団法人山梨県農業振興公社	055(223)5747
一般社団法人岐阜県農畜産公社	058(276)4601
公益社団法人静岡県農業振興公社	054(250)8991
愛知県農業経営課	052(954)6409
公益財団法人三重県農林水産支援センター	0598(48)1226
公益社団法人新潟県農林公社	025(281)3480
公益社団法人富山県農林水産公社	076(441)7396
公益財団法人いしかわ農業総合支援機構	076(225)7621
公益社団法人ふくい農林水産支援センター	0776(21)8311
公益社団法人長野県農業担い手育成基金	026(231)6222
公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金	077(523)5505
公益社団法人京都府農業総合支援センター	075(417)6847
大阪府就農相談窓口	06(6210)9596
公益社団法人兵庫みどり公社兵庫楽農生活センター	078(965)2047
公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター	0744(21)5020
公益財団法人和歌山県農業公社	073(433)5547
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	0857(26)8350
公益財団法人しまね農業振興公社	0852(20)2872
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団	086(226)7323
広島県就農支援課	082(513)3531
公益財団法人やまぐち農林振興公社	083(902)6696
公益財団法人徳島県農業開発公社	088(624)7247
公益財団法人香川県農地機構	087(831)3211
公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	089(945)1542
公益財団法人高知県農業公社	088(823)8618
公益財団法人福岡県農業振興推進機構	092(716)8355
公益財団法人佐賀県農業公社	0952(20)1590
公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金	0957(25)0031
公益財団法人熊本県農業公社	096(385)2679
公益社団法人大分県農業農村振興公社	097(535)0400
公益社団法人宮崎県農業振興公社	0985(51)2011
公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会	099(213)7223
公益社団法人沖縄県農業振興公社	098(882)6801



撮影:高木智美 農業女子PJメンバー(北海道虻田郡京極町)